

## 多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.196】

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 名所へ BCC 送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

### 【目次】

1. ETV 特集「義男さんと憲法誕生」
2. 診断名の表示 (添付)
3. 「ホーム (3) の協議会の目的」に 2 項を追加しました。(2020/5/9) **NEW**
4. クロナゼパムは「てんかん専門薬」としてのみ承認されている (添付)
5. 「車到山前必有路」(车到山前必有路) は力となる。

### 【記事】

1. ETV 特集「義男さんと憲法誕生」

<https://www.nhk.jp/p/etv21c/ts/M2ZWLQ6RQP/episode/te/Y8LQQGWKNX/>

<https://www.dailymotion.com/video/x7tp25d> (映像はこちら、一時停止してもすぐに再生される)

『日本国憲法の制定にかかわった人物の再評価が始まっている。ギダンさんの愛称で親しまれた福島県の法学者・鈴木義男 (すずきよしお)。東北大の教授時代、軍事教練に反対して教壇を追われた義男さん。弁護士となり治安維持法違反者の弁護に尽力。敗戦後、衆議院議員になると 9 条の平和主義や 25 条の生存権だけでなく国家賠償請求権や刑事補償請求権の追加を求め、三権分立の確立を目指す。』

- (1) 40 : 45 ~ (国家賠償請求権 : 憲法 17 条、刑事補償請求権 : 憲法 40 条)

→多くの「薬害の賠償」及び「冤罪の補償」が行われた。

- (2) 50 : 05 ~ 司法の独立

『裁判がその時の政治勢力に左右された形跡ありと見られる事例は、歴史の法廷に於いて常に醜いものとして再批判されます。一切の政治勢力ないし影響から超然として法によってのみ為さる所に司法の尊厳があり、国家を盤石の安きに置く保障があるのであります。』(鈴木義男)

『政府には逆らえないという保身みたいな気持ちもあって、政府に対立するような判決は自重する面があったのではないかと。裁判自身が政府に迎合していく傾向があったと思う。ですから、そういう日本においては司法の自立性が欠けている。』(油井大三郎)

帝国憲法改正案委員小委員会 (S21.7.31)

[http://www.shuqiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/s210731-s06.htm](http://www.shuqiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210731-s06.htm)

憲法 6 条「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」とされたが、結局、最高裁長官は内閣が指名しているため、より政府寄りの人物が選択されている。そして、最高裁長官が掌握する最高裁事務総局が全国の裁判官の人事を総括しているため、内閣は全裁判官を管理している。この状態は、検事総長が内閣が任命していることと同じである。

三権分立が尊重されない国家は、「国家を盤石の安きに置く保障がない」といえる。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%80%E9%AB%98%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%E4%>

(3) 第1回国会 衆議院 司法委員会 第2号 昭和22年7月9日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=100104390X00219470709&spkNum=2>

『鈴木國務大臣 ただいま上程の國家賠償法案について提案理由を説明いたします。

日本國憲法は、その第十七條において、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。」と規定しております。しかるに從來現行民法の解釈として、民法の不法行為に関する規定は、國又は公共團體の公権力の行使による損害には適用がないものとされておりましたので、戸籍法、不動産登記法、特別法に特に規定してある場合のほかは、被害者はその救済を求めないの途がないのであります。よつてこの法律では、まず第一に、この点に関する國又は公共團體の損害賠償責任を明かにするため、その第一條において國又は公共團體の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、國又は公共團體が、これを賠償する責に任ずることを規定しました。なおこの場合に故意又は重大な過失のあつた公務員に対しては、國又は公共團體から求償できることを規定して、当該公務員の責任を明らかにしたのであります。』

## 2. 診断名の表示 (添付)

問い合わせとして「どのような診断名の診断書をもらえばよいか？」というのがあります。私の診断書の診断名は以下のとおりです。ベンゾジアゼピンの副作用であることが分かれば良いと思います。

**「ベンゾジアゼピン薬物依存症(既往)及び離脱症状、それに合併したうつ病及び残遺性後遺障害」**

なお、新規に後医を受診して、いきなり、診断書を希望しても無理だと思われま。しばらく受診して、前医の診療録などでベンゾジアゼピンの処方経過などを見せながら治療を受ける中で、「ベンゾジアゼピン副作用」の診断書を希望しましょう。医師法(19条)により、診察を行った医師は、患者から診断書交付の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒むことはできません。したがって、「他の医師からもらってくれ」という回答は、**医師法違反**ですから、その旨をその医師に伝えましょう。

しかし、診断名は医師の判断権限です。

(医師法第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。)

## 3. 「ホーム(3)の協議会の目的」に2項を追加しました。(2020/5/9) NEW

<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

**当会のHPの「協議会の目的」に以下の第2項を追加した。**

『2. 当会は、上記の「厚生労働行政及び製薬会社の不作為の責任」に対し、憲法17条による国家賠償法に従い、「ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟」により、その責任を追及し、損害賠償を請求することを目的とする。』

## 4. クロナゼパムは「てんかん専門薬」としてのみ承認されている (添付)

医薬品添付文書のとおり(リボトリール、ランドセン)、クロナゼパムは「**てんかん専門薬**」としてのみ承認されているため、自律神経失調症などの他の疾患への処方「適応外処方」となる。しかし実態は、ベンゾジアゼピンの1種として汎用されており、多くの副作用被害を生じている。

## 5. 「車到山前必有路」(車到山前必有路)は力となる。

中国のことわざ「**車到山前必有路, 船到桥头自然直。**」をTVで見たので紹介する。

2020/05/10 19:06

直訳は「車は、山に近づけば、必ず道があらわれ、船は、橋脚に近づけば、必ずとまっすぐに進む。」  
つまり、目の前に山があっても車が進めないと思っても、必ず道はある！  
ベンゾジアゼピン薬害も、どうしようもないと感じられても、前に進めば、必ず解決する道が開ける。



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史